

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書  
 (特定小売供給約款)

当社は、このたび、改正法附則第18条第4項の規定にもとづき届出を行なった特定小売供給約款（令和6年4月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）に定める割引上限額に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料金率		消費税等相当額	
	円	(円)	円	(円)
定額電灯 需要家料金 1契約につき	66.00	(-)	6.00	(-)
電灯料金				
10ワットまでの1灯につき	171.22	(0.51)	15.57	(0.05)
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	295.09	(1.00)	26.83	(0.09)
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	542.93	(2.02)	49.36	(0.19)
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	790.71	(3.01)	71.88	(0.27)
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,286.31	(5.03)	116.94	(0.46)
100ワットをこえる1灯につき100ワットまで ごとに	1,286.31	(5.03)	116.94	(0.46)
小型機器料金				
50ボルトアンペアまでの1機器につき	464.81	(1.52)	42.26	(0.14)
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの1機器につき	862.60	(3.00)	78.42	(0.27)
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100 ボルトアンペアまでごとに	862.60	(3.00)	78.42	(0.27)

(注) ( )内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料金率		消費税等相当額	
	円	(円)	円	(円)
従量電灯 最低料金 1契約につき最初の10キロワット時まで	643.05	(2.30)	58.46	(0.21)
電力量料金 10キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	40.20	(0.13)	3.65	(0.01)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	45.74	(0.13)	4.16	(0.01)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	47.72	(0.13)	4.34	(0.01)
臨時電灯A 1日につき 総容量が50ボルトアンペアまでの場合	17.00	(0.01)	1.55	(0.01)
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	34.01	(0.02)	3.09	(0.00)
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	34.01	(0.02)	3.09	(0.00)
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	340.04	(0.14)	30.91	(0.01)
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	340.04	(0.14)	30.91	(0.01)
臨時電灯B 最低料金 1契約につき最初の10キロワット時まで	790.09	(2.62)	71.83	(0.24)
電力量料金 上記をこえる1キロワット時につき	52.49	(0.15)	4.77	(0.01)

(注) ( )内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料金率		消費税等相当額	
	円	(円)	円	(円)
公衆街路灯 A 需要家料金 1契約につき	55.00	(-)	5.00	(-)
電灯料金 10ワットまでの1灯につき	159.79	(0.51)	14.53	(0.05)
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	277.50	(1.00)	25.23	(0.09)
40ワットまでの1灯につき	513.01	(2.02)	46.64	(0.19)
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	748.50	(3.02)	68.05	(0.28)
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,219.48	(5.02)	110.86	(0.45)
100ワットをこえる1灯につき100ワットまで	1,219.48	(5.02)	110.86	(0.45)
小型機器料金 50ボルトアンペアまでの1機器につき	428.40	(1.52)	38.95	(0.14)
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの1機器につき	802.65	(3.00)	72.97	(0.27)
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100 ボルトアンペアまでごとに	802.65	(3.00)	72.97	(0.27)
公衆街路灯 B 最低料金 1契約につき最初の10キロワット時まで	643.05	(2.30)	58.46	(0.21)
電力量料金 上記をこえる1キロワット時につき	40.20	(0.13)	3.65	(0.01)
業務用電力 基本料金 契約電力1キロワットにつき	1,967.93	(3.33)	178.90	(0.30)
電力量料金 1キロワット時につき 夏季料金	32.87	(0.13)	2.99	(0.01)
その他季料金	31.38	(0.13)	2.85	(0.01)
低圧電力 基本料金 契約電力1キロワットにつき	1,393.85	(1.48)	126.71	(0.13)
電力量料金 1キロワット時につき 夏季料金	32.18	(0.19)	2.93	(0.02)
その他季料金	30.79	(0.19)	2.80	(0.02)

(注) ( )内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料金率		消費税等相当額	
	円	(円)	円	(円)
高圧電力A				
基本料金				
契約電力1キロワットにつき	1,841.43	(3.33)	167.40	(0.30)
電力量料金				
1キロワット時につき				
夏季料金	30.94	(0.13)	2.81	(0.01)
その他季料金	29.62	(0.13)	2.69	(0.01)
高圧電力B				
基本料金				
契約電力1キロワットにつき	2,242.93	(3.33)	203.90	(0.30)
電力量料金				
1キロワット時につき				
夏季料金	29.95	(0.13)	2.72	(0.01)
その他季料金	28.72	(0.13)	2.61	(0.01)
臨時電力				
定額制供給の場合				
契約電力1キロワット1日につき	303.60	(1.10)	27.60	(0.10)
従量制供給の場合				
電力量料金				
1キロワット時につき				
23(臨時電力)(1)イに該当する 場合				
低圧で電気の供給を受ける場合				
夏季料金	38.64	(0.25)	3.51	(0.02)
その他季料金	36.97	(0.25)	3.36	(0.02)
高圧で電気の供給を受ける場合				
契約電力が500キロワット未満 の場合				
夏季料金	37.15	(0.18)	3.38	(0.02)
その他季料金	35.57	(0.18)	3.23	(0.01)
契約電力が500キロワット以上 の場合				
夏季料金	35.97	(0.18)	3.27	(0.02)
その他季料金	34.49	(0.18)	3.14	(0.02)
23(臨時電力)(1)ロに該当する 場合				
夏季料金	39.46	(0.18)	3.59	(0.02)
その他季料金	37.68	(0.18)	3.43	(0.02)

(注) ( )内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料金率		消費税等相当額	
	円	(円)	円	(円)
農事用電力				
基本料金				
契約電力1キロワットにつき				
標準電圧100ボルトまたは200ボルトで供給を受ける場合	953.85	(1.48)	86.71	(0.13)
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	1,285.93	(3.33)	116.90	(0.30)
電力量料金				
1キロワット時につき				
標準電圧100ボルトまたは200ボルトで供給を受ける場合	29.16	(0.19)	2.65	(0.02)
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	28.47	(0.13)	2.59	(0.01)
自家発補給電力A				
電力量料金				
1キロワット時につき				
a 定期検査または定期補修による場合				
夏季料金	36.14	(0.13)	3.29	(0.02)
その他季料金	34.51	(0.13)	3.14	(0.01)
b a以外の場合				
夏季料金	45.14	(0.13)	4.10	(0.01)
その他季料金	43.10	(0.13)	3.92	(0.01)
自家発補給電力B				
電力量料金				
1キロワット時につき				
a 定期検査または定期補修による場合				
契約電力が500キロワット未満の場合				
夏季料金	34.02	(0.13)	3.09	(0.01)
その他季料金	32.57	(0.13)	2.96	(0.01)
契約電力が500キロワット以上の場合				
夏季料金	32.93	(0.13)	2.99	(0.01)
その他季料金	31.58	(0.13)	2.87	(0.00)
b a以外の場合				
契約電力が500キロワット未満の場合				
夏季料金	42.50	(0.13)	3.86	(0.01)
その他季料金	40.68	(0.13)	3.70	(0.01)
契約電力が500キロワット以上の場合				
夏季料金	41.13	(0.13)	3.74	(0.01)
その他季料金	39.44	(0.13)	3.59	(0.02)

(注) ( )内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

以 上